

畜舎等に関する規制の見直しについて

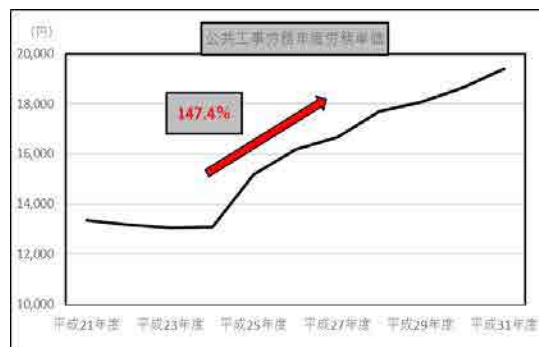
2019年12月
農林水産省

1. 近年の建築コストの上昇(規制改革推進会議5月資料)

- 平成31年度工事労務費は、平成22年度と比較して大幅に上昇(147.4%)。
- 平成31年3月現在の資材価格は、全国ベースで平成22年度と比較して上昇(117.1%)。畜産主要地域である北海道においては、価格上昇が顕著(135.4%)。
- 建築費の高騰を踏まえ、施設整備等を支援する畜産クラスター事業において、基準事業費を引き上げ。

例) 乳用牛舎(乳牛用(ストール等附帯部分を除く)) H26補正 36千円/㎡ → H29補正 45千円/㎡
 ※地域の実情等やむを得ない事由により、都道府県知事が特に認める場合には、地方農政局長等と協議の上、特認事業費の活用も可能

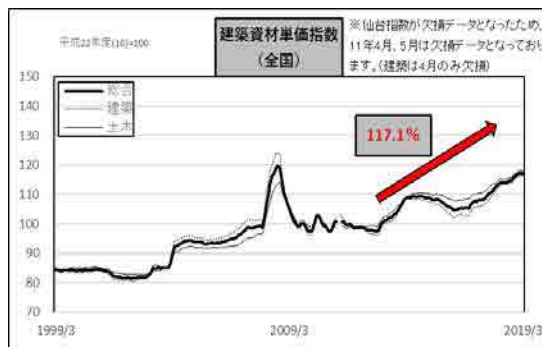
① 工事労務費の推移



平成22年度から平成31年度にかけて、147.4%と大幅に上昇

「公共工事設計労務単価(国土交通省)」
をもとに農林水産省作成

② 資材単価の推移



平成22年度から平成31年度にかけて、全国ベースで117.1%上昇



北海道では、価格上昇が顕著

「主要資材価格・市場単価推移表(国土交通省)」
をもとに農林水産省作成

2. 畜舎の建築基準に関する現場の声(規制改革推進会議5月資料)

- ☑ 規模拡大のために新たな畜舎を建築したいが、**建築コストが高い。**
- ☑ 畜舎等での作業は、**人の滞在時間が少なく、ほとんど牛しかいないのに、安全マージンが大きすぎると感じる。**
 - (例1) 既存畜舎と同じ構造の牛房を増築するだけなのに、小規模な建物の範囲を超えると構造計算が必要となるのは、不合理を感じる。
そもそも、小規模な建物の範囲を一律に規定するのは適当か。
 - (例2) 強度を保つため、柱の数が多くなったり、柱や基礎が太くなることで、畜舎内での機械作業が行いにくい。
また後年、自動給餌機等を追加附設する場合に支障が生じる。
- ☑ **機械で作業するようになり、また、無人で稼働する機械の導入も進み、人の滞在時間は減っている。**
- ☑ **省力化機械導入のための畜舎等の補改修に際し、改めて建築確認を受ける必要があるのかどうかわかりにくい。**
- ☑ **スマート畜舎は、屋根の傾斜が緩やかで、積雪の多い地域向けの設計になっていないと感じる。**

3. 規制改革実施計画(畜舎関係抜粋) 令和元年6月21日閣議決定

Ⅱ 分野別実施事項

1. 農林分野(8) 畜舎に関する規制の見直し

事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
畜舎に関する規制の見直し	<p>a 農林水産省は、国土交通省の協力も得ながら、<u>市街地から離れて建設される畜産業の用に供する畜舎等の利用の実態に応じた、畜舎等の安全基準、安全基準の執行体制</u>など、畜舎等の安全対策の新しい在り方について検討を行うべく委員会を立ち上げ、畜舎等の利用実態、建築コストの増加要因、海外の規制等を調査した上で、畜舎等を建築基準法(昭和25年法律第201号)の適用の対象から除外する特別法について検討を行い、結論を得る。</p> <p>b aでの検討結果を踏まえ、所要の法律案を整備する。</p>	<p>a:令和元年検討開始、令和2年上期までに結論</p> <p>b:令和3年上期措置</p>	農林水産省 国土交通省

4. 現行の規制(建築基準法)の概要

○ 畜舎は現在、建築基準法において、構造・防火等の単体規定、用途規制・容積率等の集団規定等の基準に適合する必要がある、畜舎の規模、立地に応じて建築確認申請等の手続が必要。

法の目的

第一条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。
 ⇒国民の生命、健康及び財産の保護を図るため、建築物の地震に対する安全性や火災に対する安全性の確保など、遵守すべき最低の基準を定めている。

単体規定(建築物の安全性の確保)

- **構造** (地震等による倒壊の防止) → 構造部材(柱、梁等)、壁量等
- **防火** (火災からの人命確保) → 耐火構造、避難経路等
- **敷地** (衛生・安全の確保) → 雨水排水溝、盛土等
- **一般構造・設備** (衛生・安全の確保) → 採光、階段、給排水設備等

「畜舎等の安全基準」に関係

政令等で定める基準への適合が必要

都市計画区域等に適用

「市街地から離れて建設される畜舎」に関係

集団規定(健全なまちづくり)

- **接道規制** (避難・消防等の経路確保) → 敷地と道路の関係
- **用途規制** (土地利用の混乱防止) → 用途地域毎の建築制限
- **形態規制** (市街地の環境の維持) → 容積率、建蔽率、高さ、斜線制限等

建築物の使用開始までの手続

「安全基準の執行体制」に関係

建築計画

建築確認

建築計画が法令に適合しているか設計図書を確認

建築工事

中間検査

3階以上の共同住宅の床等、特定工程が終わった段階で、建築物の基準適合検査
 ※畜舎は基本的に不要

工事完了

完了検査

工事完了段階で、建築物の基準適合検査

完成・使用開始

【建築確認及び完了検査】

- ・大、中規模建築物等(木造500㎡超、その他200㎡超)は、**必要**
- ・小規模建築物等(木造500㎡以下、その他200㎡以下)は、
 - ①集団規定適用区域内では**一部必要**(4号特例⇒構造計算不要)
 - ②集団規定適用区域外では**不要**

建築主事or指定確認検査機関(一般財団法人、株式会社等)

5. 「市街地から離れて建設される畜舎」

都市計画区域と農業振興地域等の土地利用区分

- 我が国の土地利用区分上は、都市計画区域と農業振興地域とが重なって存在。
- 典型的な市街地は、主に市街化区域と用途地域内に存在。

都市計画区域

一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域

農業振興地域

一体として農業の振興を図ることが相当な地域
※市街化区域は指定できない

市街化区域

すでに市街地を形成している区域や、おおよそ10年以内に計画的に市街化を図る区域
※農業振興地域には設定できない

用途地域

住宅地域、工業地域、商業地域など、13種類の地域に分けて、その地域に建築することができる建築物を制限している地域
※農業振興地域に設定しない運用

市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域

※ 畜舎、堆肥舎、温室、農機具収容施設等の農林水産業関係施設の建設は認められている。

農用地区域

農用地等として利用すべき区域

準都市計画区域

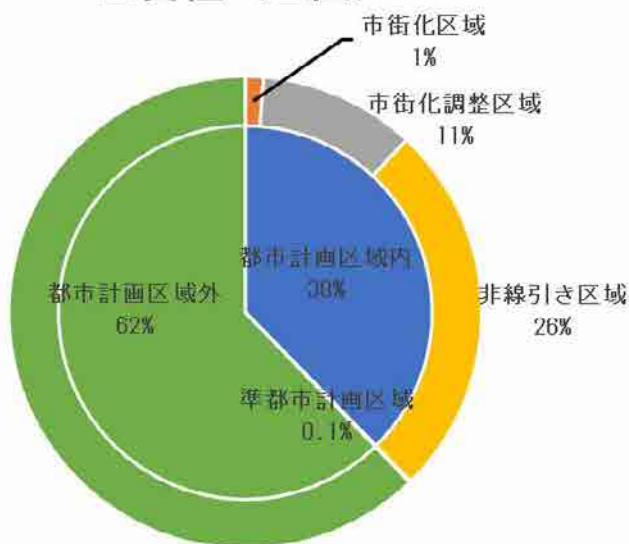
規制をしないと、将来における一体の都市としての整備、開発、保全に支障が生じるおそれがある地域

非線引き都市計画区域

6. 「市街地から離れて建設される畜舎」 畜舎の立地状況

- 都市計画区域内に約38%、都市計画区域外に約62%の畜舎が存在。
- 乳用牛の飼養頭数の多い栃木県(全国2位)では、都市計画区域内に86%の畜舎が立地。
- このため、都市計画区域内にある畜舎も新制度の対象とすることが必要。

全畜種 (全国)



全畜種 (北海道)



全畜種 (都府県)



都道府県ベスト10 (平成31年2月1日現在)

【乳用牛】

順位	都道府県	飼養頭数			(参考) 飼養戸数			1戸当たり 頭数 (頭)
		(頭)	対前年比 (%)	シェア (%)	(戸)	対前年比 (%)	シェア (%)	
1	北海道	801,000	101.3	60.1	5,970	97.2	39.8	134.2
2	栃木	51,900	100.0	3.9	690	95.2	4.6	75.2
3	熊本	43,700	102.1	3.4	537	96.6	3.6	61.4
4	岩手	42,000	100.2	3.2	878	93.9	5.9	47.8
5	群馬	34,000	97.7	2.6	503	96.4	3.4	67.6
6	千葉	29,400	97.0	2.2	661	91.8	3.7	52.4
7	茨城	24,500	102.9	1.8	344	95.3	2.3	71.2
8	愛知	23,000	94.3	1.7	294	95.8	2.0	78.2
9	宮城	18,500	97.9	1.4	501	94.7	3.3	36.9
10	岡山	15,800	98.1	1.2	246	93.4	1.6	64.2
全国		1,332,000	100.0	100.0	15,000	95.5	100.0	88.8

資料：農林水産省「畜産統計」

乳用牛 (栃木県)



栃木県都市計画区域図

(平成30年4月1日現在)



7. 「畜舎の利用実態に応じた安全基準」

畜舎の基本的な構造①

○ 畜舎は、シンプルな構造であり、人の滞在時間も短い。

畜舎構造の実態

- ・ 平屋が多く、屋根と柱が中心のシンプルな構造(空間が広い、壁が少なく開放的)
- ・ 人の滞在時間が少ない
- ・ 寝泊りすることはない(生活空間ではない)
- ・ 家族経営が中心(9割超)
- ・ 防疫上の観点からも第三者をみだりに立ち入らせない

7. 「畜舎の利用実態に応じた安全基準」 畜舎の基本的な構造②

搾乳牛400頭規模の牛舎



7. 「畜舎の利用実態に応じた安全基準」 畜舎の基本的な構造③

搾乳牛400頭規模の牛舎



7. 「畜舎の利用実態に応じた安全基準」 畜舎の基本的な構造④

繁殖牛100頭規模の牛舎



7. 「畜舎の利用実態に応じた安全基準」 畜舎の基本的な構造⑤

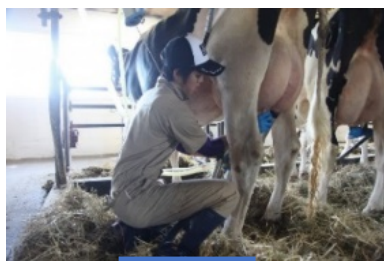
繁殖牛100頭規模の牛舎



8. 「畜舎の利用実態に応じた安全基準」 省力化機械導入による作業時間の短縮

- 省力化機械の導入により、畜舎内で行う各種作業に係る時間を大幅に短縮可能。
- 産業としての継続、働き手の確保のためには、作業時間の削減が必要。

畜舎内で行う主な作業と当該作業に係る省力化機械



搾乳



給餌



ほ乳



清掃



搾乳ロボット



自動給餌器



ほ乳ロボット



バーンスクレイパー
(ふん尿搬出装置)

作業時間を7割削減※
(例: 4時間/日・人→1時間強)

作業時間を7割削減※
(例: 30分/日・人→5分弱)

作業時間を8割削減※
(例: 10分/日・人→2分)

作業時間が8割削減※
(例: 20分/日・人→20分/週・人)

※ 作業時間の削減割合については、メーカーの仕様書等を基に試算したものであり、必ずしも実態を表すものではない。

9. 「畜舎の利用実態に応じた安全基準」

現場の声や省力化機械の導入に対応した安全基準

- 現場からは、畜舎の構造に係る基準の緩和、建築確認が不要となる畜舎の面積拡大の要望。
- 今後、省力化機械の導入を進めるに当たり、畜舎の新改築に係る建築コストを引き下げるためにも、畜舎の特性及び利用実態に応じて、基準を下げる必要。

現場の声(農家や建築士等との意見交換での意見)

- ・ 建築コストの低減のために、畜舎の構造に係る基準(基礎・部材)を緩和してほしい。(少くく壊れても構わない)
- ・ 建築確認が不要となる畜舎の面積を拡げてほしい。

〔 木造500㎡以下
その他200㎡以下 〕

省力化機械の導入

- ・ 畜産業の成長産業化や労働力不足への対応を推進するため、省力化機械の導入を進める必要。
- ・ 機械導入に当たり、畜舎等の新改築が必要となる場合があるが、その際の建築コストを抑える必要。



搾乳ロボット



自動給餌器

畜舎の特性(開放性が高い、シンプルな構造等)及び利用実態に応じて、基準を下げる必要。

10. 畜舎の特別法についての考え方

○ 基準について

畜舎の特性(開放性が高い、シンプルな構造等)及び利用実態とそれに見合うソフト面の対策(畜舎利用計画(通常の滞在時間等)の提出等)を踏まえ、建築基準法の基準から独立した別の基準(建築基準法の基準から緩和された基準)とする。

○ 規制緩和の対象となる立地地域について

約4割の畜舎が都市計画区域内に立地していることに鑑み、都市計画区域内(市街化区域及び用途地域は除く)の畜舎も対象とすることが必要。

11. 畜舎の特別法のコンセプト①

畜舎は、一般の住居とは異なり、内部の設備とも相まって畜産の生産を支える装置であり、畜舎の建築コストが畜産経営の実態に見合うことが必要である。

今後、畜産業を国際競争力の強化を含め成長産業化していくためには、飼養管理の効率化や働き方改革の推進を図るとともに、畜舎建築コストを引き下げることが重要である。

その際、搾乳ロボット等のICT機械の導入等による畜舎内の滞在時間の更なる減少など、畜舎の利用実態に合わせた規制としていくことが必要である。

11. 畜舎の特別法のコンセプト②

畜舎の所有者等が、法律上に根拠をもつ畜舎の利用基準に適合することを行政機関により認定を受けた場合、建築基準法の基準から独立した別のハード基準（建築基準法の基準から緩和した基準）により規制することを内容とする畜舎新法を立法する。

（現時点で想定している畜舎の利用基準）

- ・ 畜舎利用計画（通常の滞在時間等）の提出
- ・ 関係者以外の立入制限
- ・ 新基準で建てられた畜舎であることの掲示
- ・ 来訪者・従業員への事前説明
- ・ 避難路の確保

利用基準への適合の認定を受けて建築された畜舎は、利用基準に適合しなくなった場合においても新法により監督する。

このとき、畜舎の建築基準（ハード基準）が二重規制となることを回避するため、畜舎新法により緩和された建築基準（ハード基準）で規制される畜舎については、建築基準法に基づく安全上の規制の適用を除外する。



上記のコンセプトを基にして、早急に検討会を立ち上げ、具体的な議論を開始